

愛媛労働局発表
平成 28 年 2 月 29 日（月）

担 当	愛媛労働局
	職業安定部職業対策課
	課 長 濱木 一明
	課長補佐 西口 千年 (電話) 089-941-2940

愛媛労働局

**雇用関係助成金の
ご相談、申請受付**

助成金センターを**平成 28 年 3 月 28 日(月)に****開設します。**

愛媛労働局職業安定部職業対策課の助成金担当部門は、平成 28 年 3 月 28 日（月）より下記所在地にて業務を実施します。

なお、キャリア形成促進助成金、建設労働者確保育成助成金以外の助成金の申請受付は、従来どおり事業所を管轄するハローワークで行います。

所在地

〒790-0012

松山市湊町三丁目4-6

松山銀天街ヨッピーンガセンター GET! 4F

（ハローワークプラザ松山内）

TEL 089-987-6370

FAX 089-987-6371

名 称

愛媛労働局職業安定部職業対策課分室
（助成金センター）

ご利用時間

8:30 ~ 17:15（月～金曜日）

土・日曜日、祝日、年末年始休み



専用の駐車場はございません。お越しの際は、
公共交通機関をご利用ください。

◆移転までのお問い合わせ先

愛媛労働局職業安定部職業対策課

TEL 089-941-2940 8:30~17:15（月～金曜日） 土・日曜日、祝日休み

雇用関係助成金一覧

(H28.3現在)

給付金等名称		助成の対象となる措置	提出先
雇用調整助成金		休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する	最寄りのハローワーク
労働移動支援助成金	I 再就職支援奨励金	離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	
	II 受入れ人材育成支援奨励金／早期雇入れ支援	離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる	
	III 受入れ人材育成支援奨励金／人材育成支援	離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ（または移籍等により労働者を受入れ）訓練を行う	
特定求職者雇用開発助成金	I 特定就職困難者雇用開発助成金	高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	
	II 高年齢者雇用開発特別奨励金	65歳以上の高年齢者を雇い入れる	
障害者トライアル雇用奨励金	I 障害者トライアル雇用奨励金	障害者を試行的・段階的に雇い入れる	
	II 障害者短時間トライアル雇用奨励金	短時間労働の精神障害者・発達障害者を試行的・段階的に雇い入れる	
障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）		障害者を初めて雇い入れる	
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金		発達障害者・難治性疾患患者を雇い入れる	
障害者雇用安定奨励金	I 障害者職場定着支援奨励金	障害者を雇い入れて、職場支援員を配置して定着を図る	
	II 訪問型職場適応援助促進助成金	障害者の援助を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）を企業に訪問させる	
	III 企業在籍型職場適応援助促進助成金	障害者の援助を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）を配置する	
障害者職場復帰支援助成金		職場適応に必要な措置を行い、中途障害者を職場復帰させる	
トライアル雇用奨励金		安定就業を希望する未経験者等を試行的に雇い入れる	
地域雇用開発助成金	I 地域雇用開発奨励金	雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して労働者を雇い入れる	
職場定着支援助成金	I 個別企業助成コース	評価・処遇制度や研修体系を整備する	
		介護労働者のために健康づくり制度の導入、介護福祉機器の導入等により雇用管理の改善を図る	
キャリアアップ助成金	II 中小企業団体助成コース	中小企業のために人材確保や労働者の職場定着を支援する事業を行う	
	I 正規雇用等転換コース	有期契約労働者等を正規雇用等へ転換または直接雇用する	
キャリアアップ助成金	II 人材育成コース	有期契約労働者等に対して職業訓練（一般職業訓練、有期実習型訓練、中長期的キャリア形成訓練）を行う	
	III 処遇改善コース	賃金水準の向上を図る	
	IV 健康管理コース	健康診断制度を導入する	
	V 多様な正社員コース	勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員への転換や雇入れを行う	
	VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース	短時間労働者の所定労働時間を社会保険加入ができるよう延長する	
企業内人材育成支援助成金	I 個別企業助成コース	教育訓練、職業能力評価、キャリア・コンサルティングなどの制度を導入・実施する	
	II 事業主団体助成コース	事業主団体が教育訓練、職業能力評価などの制度を作成し、構成事業主が実施する	
建設労働者確保育成助成金		建設労働者の雇用管理改善制度の導入、魅力ある職場づくりを行う	助成金センター
キャリア形成促進助成金	I 政策課題対応型訓練（成長分野等人材育成コース）	健康・環境などの成長分野での人材育成のための職業訓練を行う	
	II 政策課題対応型訓練（グローバル人材育成コース）	海外関連業務に従事する人材の育成のための訓練（海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む）を行う	
	III 政策課題対応型訓練（育休中・復職後等能力アップコース）	育児休業中や復職後、再就職後の能力アップのための訓練を行う	
	IV 政策課題対応型訓練（中長期的キャリア形成コース）	専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定した講座の受講を支援する	
	V 政策課題対応型訓練（若年人材育成コース）	採用後5年以内の35歳未満の若年労働者に対して職業訓練を行う	
	VI 政策課題対応型訓練（熟練技能育成・承継コース）	熟練技能者の指導力強化や技能承継のための職業訓練、認定職業訓練を行う	
	VII 政策課題対応型訓練（認定実習併用職業訓練コース）	労働者に対してOJTとOff-JTを組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練を行う	
	VIII 政策課題対応型訓練（自発的職業能力開発コース）	労働者の自発的な職業能力開発を支援する	
	IX 一般型訓練	雇用する労働者に対して政策課題対応型訓練以外の職業訓練を行う	
	X 団体等実施型訓練	事業主団体などが行う若年労働者への実践的な訓練や熟練技能の育成・継承のための訓練を行う	
	XI ものづくり人材育成訓練	建設業、製造業が厚生労働大臣認定のOJTとOff-JTを組み合わせた訓練を行う	